

秋田県環境審議会環境保全部会 議事概要

1 日時

平成19年3月20日(火) 午後1時30分から午後4時35分まで

2 場所

アキタパークホテル(秋田市山王)

3 出席者

委員 : 青山委員代理鈴木氏、内田委員、小賀野委員、面山委員、工藤委員、佐藤委員、杉本委員代理鈴木氏、須田委員、那須委員、三宅委員代理本間氏、山田委員代理俵谷氏、吉岡委員、吉澤委員
(委員20名中13名出席)

県 : 佐々木生活環境文化部長、川上生活環境文化部次長、桑原生活環境文化部参事(兼)環境あきた創造課長、吉田環境あきた創造課環境管理室長、菅原環境あきた創造課八郎湖環境対策室長、佐藤環境整備課長、佐々木環境整備課政策監 ほか関係職員

4 議事

諮問事項

- (1) 平成19年度秋田県公共用水域等水質測定計画について
- (2) 秋田県大気汚染常時監視測定局の再配置計画について
- (3) 八郎湖に係る全窒素・全燐の水質環境基準の水質類型指定について
- (4) 秋田県循環型社会形成推進基本計画の策定について
- (5) 秋田県地球温暖化対策地域推進計画の改訂について

以上の5件は、いずれも適当である旨答申することに決定された。

報告事項

- (1) 平成18年版秋田県環境白書について
- (2) 秋田県におけるアスベスト問題への対応について
- (3) 日本大昭和板紙東北株式会社新ボイラー設置計画について
- (4) 八郎湖の指定湖沼化について

以上の4件について、報告が行われた。

5 質疑(意見)の概要

諮問事項(1) 平成19年度秋田県公共用水域等水質測定計画について

委員

美郷町土崎の環境基準を超えていた例が改善された原因は判りますか。

県

概況調査の結果物質が検出されたので、再度同じポイントと周辺地区で調査しましたが、2回目は検出されず、結果的に発生源が特定できず、原因を明らかにできませんでしたが、現実には1回検出されていますので、モニタリング調査で毎年継続的に監視していく必要がありますので、今回の調査計画に組み入れました。

委員

7ページの表「19年度測定計画の概要」で、秋田市だけが別項目になっているのはどうしてですか。

県

秋田市は中核市として、水質汚濁防止法施行令で指定された市に入っており、全国で101市が都道府県と役割分担しながら水質測定しております。秋田市内の河川、湖沼、地下水については秋田市が計画を立てて実施するということになり、県は秋田市以外の部分について実施することになります。

諮問事項(2) 秋田県大気汚染常時監視測定局の再配置計画について

委員

廃止局は永久に廃止ということですか。あるいは定期的な検査で何か問題が発生したら基準局に繰り上げされるということですか。

県

今回の廃止局のうち、例えば能代地区の測定局は、能代火力発電所に対応する監視局の1つとして配置したのですが、発電所の1号機、2号機の運転開始後も測定濃度が変わっていないことがあります。3号機が今後稼働することになった場合には、能代市と協議しながら必要に応じて周辺の濃度状況の測定について検討したいと考えています。

鹿角自排局は、現状でも交通量が少なく、今後も増える状況にないので、再開は考えていません。

委員

主に自動車の排ガスとか工場の排ガスが対象のこの制度と、火山性の有毒ガスとか泥湯のような温泉の有毒ガスはどのような関係になりますか。

また、秋田県は火山性のガスが出る所が結構ありますが、それへの対応はどう考えてるのでしょうか。

県

常時監視の対象物質は、国が環境基準を定めている二酸化硫黄などで、硫化水素等については、環境基準の設定がなく、現在の監視対象とされていません。

泥湯のような特異な事故あるいは工場等から特異な物質が出た場合の緊急的な監視については、即対応できるような体制、別途の測定で臨みたいと考えています。

ただ、平成12年に三宅島が爆発した時にかなりの亜硫酸ガスあるいはガス状物質が出て、その影響が秋田県にまで及び、常時監視の亜硫酸ガスが高濃度になるということも監視していますし、項目によっては、火山性の爆発などの状態の監視もできる体制になっています。

委員

例えば温泉地帯などではどの辺まで行政が責任持たなければいけないのか。泥湯の事件では有毒ガスで亡くなった方がありますが、その辺のカバーのし合い方、国や県がどこまで責任持たなければならないのか、あるいは、個人の責任でやらなければいけないのか、その区分はどうでしょうか。

県

なかなか難しいのですが、人工公物、例えば駐車場、道路、散策路などでは設置者が原則的に管理し、危険地域について注意看板を掲示するなど、危険のないように取り組んでいるということです。

泥湯温泉では、湯沢市が周辺一帯をメッシュ状に区切って硫化水素ガス濃度を測定しています。特別危険な地域については、ロープを張ったりしています。

諮問事項(3) 八郎湖に係る全窒素・全燐の水質環境基準の水域類型指定について
報告事項(4) 八郎湖の指定湖沼化について
(一括審議)

委員代理	<p>湖水への融雪水導入試験の説明では何ら海洋面調査の結果が出てなく、湖面だけ調査しているように感じられます。是非海洋面を調査してもらいたいと考えています。</p> <p>今、八郎潟から泥水が大きく出るとサクラマス漁などに相当影響が出ますので、十分に注意してもらいたいと思います。</p>
県	<p>海側の水質調査点を4点追加して影響を見ながら放流試験をしていますが、天候が不順で、まだ3回目しかやっていません。</p> <p>海への影響や、湖内でのワカサギの産卵への影響など、当初予定していなかったことが出てきていますので、水産振興センターと連携、連合しようと思っています。その点では、計画どおりではなく、訂正すべきところは訂正し、十分海側の影響も配慮しながらやっていきたいと思っています。</p> <p>来年も引き続き試験をする予定ですが、それについては、結果も含めて漁業者に説明し、皆さんの意見も取り入れながら、入替え試験を実施したいと思いますので、今後とも御協力をよろしくお願いします。</p>
委員代理	<p>私どもも協力はします。秋には干拓をしてそれをまた流すという話ですが、これにも十分に注意してもらいたい。男鹿半島は魚の宝庫ですので、その点を十分にお考えになっていただきたいと思います。</p>
県	<p>八郎湖と海は一体の関係にあり、当然そういう配慮の下でやっていかなければいけないので、今の発言を十分心に留めてやっていきたいと思います。</p>
県	<p>八郎湖の水は海に流れてないと思う人もいますが、実際は、1か月間で水が入れ替わっています。八郎湖の農業によって汚濁された、栄養が多くなった、そういう水が実際に海に流れています。それを放っておくと、栄養化が進んで環境にオーバーする水になるので、これをなんとかして止めないと海への影響がどんどん大きくなっていくということになります。八郎湖の水質を良くするということは、結果として海への水質も良くなることですので、一緒に情報を共有しながら、手を取ってやっていきたいと思っています。</p>
委員代理	<p>自然に流れているものであれば大した影響はないと思いますが、急に出されれば相当影響しますので、八郎湖の水も海水に入るからいいだろうという簡単な考えでは非常に困ります。我々も譲歩しますので、よろしく願い申し上げます。</p>
県	<p>いろいろな実験を重ねて本当にいいものを、みんなで合意したものを対策として実施いたしたいと思います。時期などをもっと詳細に御説明して理解を求め、実験も重大な結果とならないような規模にするとか、御相談しながら進めさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>全国を代表する委員の方々が集まって慎重に進められているところであり、全国的にも注目されているものだと思います。向かっている方向は同じで、海も湖も良くしていくという方向ですので、協力して進めていただければと思います。</p>

諮問事項(4) 秋田県循環型社会形成推進基本計画の策定について

委員 県内で生ごみを堆肥化しているところがあり、進めている人の輪が広がってきているので、生ごみを捨てないで堆肥にするとこれくらい削減されるというようなものも例として入れていただきたいと思います。そして、将来的にはもっと輪を広げて、個々人の意識を高める、県でも取り組むとしたらなおいと思います。

県 生ごみの減量化は大変重要な問題だと認識しています。市全体で堆肥化することは、コストの問題もあってなかなか難しいのが現状です。しかしながら、ごみの減量化は重要ですので、その辺の記述を追加する形で修正します。

委員 44ページの表の1日1人当たり排出量というのは、可燃ごみ・不燃ごみのことでしょうか。また、一般廃棄物のリサイクル率はどう算出されるのでしょうか。

県 1人当たり排出量には、ごみとして排出しているもの全てが入っています。リサイクル率は、資源化量の合計をごみ処理量と集団回収量で割って100を掛けて計算しています。

委員 同じ表のバイオマスの利活用の推進の項で、バイオマスタウン認定市町村の数の現況1、目標4というのはどのような根拠でしょうか。

県 小坂町が構想を立てており、これが現況の1です。それから横手市がバイオマスタウン構想を今年度末に立てる予定になっており、その他、能代市での動き等があり、それらを加味して、平成22年度の目標を4市町村としています。

委員 60ページの表で、秋田市の現状で紙パック・段ボールが分別収集されていないとされていますが、実際私は分別されています。これはなぜでしょうか。

県 秋田市では、分別された段ボールなどを市ではなく業者が回収しています。この表は市町村の立場で記述しているものですので、実際は分別されていますが、市では分別収集されていないこととしています。

諮問事項(5) 秋田県地球温暖化対策地域推進計画の改訂について

委員 お店での取組として突飛な意見、発想ですが、エネルギーの無駄遣いをなくすために、秋田県が日本全国で第一番目に自動販売機を撤廃してもらったらいと思っています。お店がない所に置かれた自動販売機の周りはポイ捨ての空き缶が本当に多く、ぼつんと置かれ、これが一つあるがために景観が損なわれているようなものは是非なくしていただきたいと思います。日本全国で稼働している分で原発一基分くらいだと言われている自動販売機そのものがいらないと私は考えてます。
「日本初自動販売機なくした」というようなことがあれば、それが全国的に注目されることにもなると思います。

県 自販機がかなり電気を使っていることは認識しています。ただ、今後の課題として、まだ行政として十分に県民とか事業者との意思疎通ができていないところがありますので、例えば店舗の24時間営業をもう少し短縮してもらうなど、まずは利用規制的なところから協力してもらい、それでもどうしても規制をしないとイケないとい

うものが出てくれば規制にも取り組んでいかなければならないと思っています。

委員 規制ではなく、自身の発想で自動販売機を置いていませんとするお店が儲かるような形になればいいと思います。わか杉国体でも「秋田県其自然のことを考えて、あえて自動販売機を置きませんでした」というようなことがあればいいと思います。

県 できるだけ努力していきたいと思っています。いろいろな観点から温暖化対策を推進していくということは重要で、事業者の方と一緒にできるところから進めていきたいと思っています。

国体についても、国体局に環境配慮の要請をしています。公共交通機関の利用については前向きに対応していきたいとの返事をいただいております。

委員 地球温暖化防止としては、家庭部門、運輸部門が努力しなければ二酸化炭素排出量の削減ができない状態で、運輸も私たちと非常に密接な関係がありますので、本当に努力しなければならないのは、私たち家庭の人間です。

38ページ、39ページに家庭における取組が出ております。一番問題なのは廃棄物部門で、目標が決まっています。平成17年には1人1日当たり130gダイエットしようと言われていたのが、18年には135g、今度は140gと毎年5gずつ増えています。減量しなければならない量が増えているということは、私たちの努力が足りないということですが、毎年5gずつ増えていく根拠はあるのでしょうか。

また、その140gの内容をこのような冊子で消費者にPRすることができるものでしょうか。

県 減量する総量は変わらないけれども県の人口が減っていて、1人当たりの削減量が少しずつ増えてきているということです。

減量化につきましては、「ごみゼロハンドブック」というものを作っており、その中で3Rを中心としたごみの減量化について啓発をしています。

委員 地域推進計画は、やっところまで来たかという感じで嬉しく受け止めています。特に70ページの「ストップ・ザ・温暖化あきた県民会議（仮称）」は新しいことだと思います。今までこのようなものがなくて、個人でこつこつ普及していかなければいけないという年が何年も続きました。市に頼っても市の方が知らないというところがあり、自分のやっていることがなかなか芽が出ないという感じでしたけれども、このようなものがまずできあがって欲しいと思います。そのような会ができれば、そこに人が集まってきたり、集めたりすることもできます。

この計画書を書いて終わるというのではなく、立ち上がって何か動き出すようなことになってくれればいいと切に思います。

委員 市の管轄でしょうが、秋田駅自転車置き場の有料化は本末転倒と思います。せっかく自転車であって来てくれる人からお金を取るのはいかがでしょうかと思いますので、改善をお願いします。

県 御意見があったことを秋田市に伝えます。

報告事項(1) 平成18年版秋田県環境白書について

委員 環境問題の改善、その鍵を握るのは私たち県民一人ひとりだと思います。ここ「環境白書の発刊にあたって」との知事の言葉に「県民の皆様一人ひとりの主体的な取組が不可欠です」とあります。この白書を県民の皆様にも読んでもらいたいということですが、この概要版はどれくらい発行して、どういうところに配布してるのでしょうか。

県 1,800部印刷して、市町村や学校等を通じて配布しています。
この環境白書は、県民や事業者のコミュニケーションをとる環境コミュニケーションツールだと思っていますが、まだまだ県庁の執務参考資料のような出来であり、もう少し直していかなければいけないと思っています。見やすいように段組を変えたり、写真を入れたりしていますが、環境コミュニケーションツールとしてはまだ十分でなく、より早い情報をより分かりやすく、工夫の余地がありますので、改善していきたいと思っています。

委員 環境白書は販売できないのでしょうか。都庁では全て有料化して売ってます。

県 今は配布という形にしています。ネット上にも載せており、無料でダウンロード、印刷ができるようになっています。

報告事項(2) 秋田県におけるアスベスト問題への対応について
(特になし)

報告事項(3) 日本大昭和板紙東北株式会社新ボイラー設置計画について

委員 公害防止協定には、履行されなかったり違反があったりした場合の制裁規定があるのでしょか。

県 協定では排出する個別の物質についての排出量とか、公害防止に関連した施設で事故等があった場合の報告などいろいろな規制を設けています。例えば報告すべきときに報告しなかったというように違反した場合は、操業停止等の措置を講じてもらうこととなります。

委員 それは、協定の中に明記されてるのですか。

県 明示しています。

委員 それは、県民が見られるものなのでしょうか。

県 公表できます。